

別記様式 4

「伊勢崎市債権管理条例（案）」に関するパブリックコメント手続の結果

意見の募集期間	平成 30 年 9 月 18 日 ～ 平成 30 年 10 月 17 日
意見の提出者数	1 人
意見の件数	2 件
意見の要旨の数	2 件
担当部課	財政部収納課
電話	0 2 7 0 - 2 7 - 2 7 2 2 （内線 2 2 0 9 ）
ファックス	0 2 7 0 - 2 4 - 5 1 2 5
電子メール	shuunou@city.isesaki.lg.jp

伊勢崎市債権管理条例（案）に関するパブリックコメント手続（市民意見提出手続）を、平成 30 年 9 月 18 日から平成 30 年 10 月 17 日まで実施し、1 人の方から延べ 2 件のご意見、ご提案をいただきました。

お寄せいただいたご意見等についての「市の考え方」を次のとおり公表いたします。

寄せられたご意見等の要旨とそれに対する市の考え方について次のとおり公表いたします。

1 《条例の趣旨》 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	納税者である債務者の個人の尊厳を守ることが明記し、この遵守を強く求める。	本条例は市の債権を適切に管理することを目的として制定するものです。 市税の徴収につきましては、地方税法や国税徴収法等の関係法令の規定に則り、適正な対応に努めており、引き続き、公正かつ公平な債権管理を心掛けてまいります。

2 《債務者の生活再建に関する相談》 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	適切に関係部局に案内するだけでなく、生活再建に関する組織を置くことを盛り込むべきではないか。	債務者の状況は様々であり、生活困窮状態に応じて専門性のある部署で連携することがより効果的と考え、本条例にこの規定を設ける予定です。 生活再建に関する組織については、他市の状況等を調査し、研究を進めます。